

千葉地方裁判所委員会（第32回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成25年3月11日（月）午後1時15分～同3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

3 出席者

【委員】

梶野元延，木村琢磨，黒岩正典，子安祥子，齋藤淑子，志田博文，田中宏行，福島弘，藤本徳明，山名学，渡邊寛之（50音順，敬称略）

【テーマ説明担当者】

千葉地方裁判所刑事第1部部総括判事 後藤真理子

千葉地方裁判所刑事首席書記官 田島克彦

千葉地方裁判所裁判員調整官 東郷友整

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長挨拶

(2) 新委員の紹介

委員長から，前回の委員会後に新たに任命された黒岩正典委員及び志田博文委員が紹介され，両委員から挨拶があった。

(3) 委員長代理の指名

委員長は、委員長代理として志田博文委員を指名した。

(4) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，●テーマ説明担当者)

◎ 本日は「施行後3年を経過した裁判員裁判の実施状況等について」をテーマとして、まず実施状況等を担当者から説明させていただき、その上で御意見を伺いたいと思います。

● 実施状況等の説明

ア 事件処理の全体状況等

① 事件処理の状況

事件処理は、全体としては順調に行われている。制度施行から平成24年5月末までの約3年間に起訴された件数は全国で約4860件であり、1年間の平均で起訴された件数が最も多かったのは千葉地裁本庁で約170件、次いで東京地裁本庁約140件、大阪地裁本庁約130件等となっている。この間に判決がなされた件数は全国で約3800件であり、全体の約80パーセントである。平成22年以降の各年では、起訴件数と判決件数がほぼ同数となっており、順調な事件処理がなされている。千葉地裁では、判決が出ていない事件数（未済件数）が一時期170件を超えたが、その後順調に進み、現在は80件前後で推移している。千葉地裁では、制度施行以来、審理する合議体の数を増やすなどして取り組んできた。

千葉地裁の特色として、罪名では覚せい剤取締法違反が最も多く、次いで強盗致傷、殺人、傷害致死、現住建造物等放火と続いている。全国的には強盗致傷が最も多いが、千葉地裁は管内に成田国際空港を抱えており、覚せい剤等の薬物密輸入事案が多い。

覚せい剤取締法違反の事案は、被告人が外国人であることが多く、通

訳人を介しての審理となること等の特徴がある。

② 裁判員候補者の選任手続，辞退申出の状況

裁判員の選任手続における辞退の申出は，前年11月に調製される候補者名簿記載者への通知段階では調査票による辞退希望の確認，具体的な事件で呼出状を送付する段階では質問票による辞退希望の確認，選任手続期日当日の段階でも質問手続で判断するなど，なるべく負担が生じないよう配慮した制度となっている。辞退を認められた候補者の9割以上が選任手続期日前に書面で辞退を認められている。

③ 判決結果

殺人（既遂）は，全国では裁判員裁判の方が，裁判官のみの裁判に比べて執行猶予が付される割合が高く，千葉ではこの傾向が強い。傷害致死は，全国でも千葉でも裁判員裁判の方が全体的に重い刑期にシフトしている。覚せい剤取締法違反は，裁判員裁判でもあまり変わらない傾向がある。

事件全体で見ると，全国では執行猶予が付される割合は裁判員裁判の方が若干増加しているが，千葉では減少している。千葉では殺人（既遂）の執行猶予の割合は高くなっているものの，事件数の多い覚せい剤取締法違反が執行猶予に適さないものが多いためと考えられる。

保護観察に付された割合は，全国では裁判員裁判の方が大幅に増加している。裁判員が，被告人の判決後の改善更生の環境に高い関心を持っていることが理由の一つではないかと推測される。

イ 裁判員の感想

千葉におけるアンケート結果では，裁判員に選ばれる前は「やりたくない」「余りやりたくない」とする意見が半数を超えていたが，裁判終了後は「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」とする意見が9割以上を占めている。

裁判員に選任された直後はとても緊張されている方が多いが、数日間の審理を終えたときには、数日前まで初対面同士と思えないほど一体感のある集団となっている。皆が被告人の一生を左右する判断について、それぞれの人生観や経験等に基づき真剣に議論を重ねた結果であると思われる。

ウ 要改善点

① 出席率の低下

若干ではあるが、裁判員選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者の出席率が低下している傾向にあり、特に審理予定日数が長いほど低下する傾向にある。

② 審理期間等の状況

制度施行の年に終局した事件は余り複雑な事件はなかったと思われることから直ちに比較できないものの、公判前整理手続が長期化している傾向があり、改善の必要があると指摘されている。

③ 公判日程

裁判員裁判は、公判が一度開始されると連日公判が行われるのが通常であるが、その期間が若干長期化してきている。

裁判員選任手続期日と第1回公判期日は、制度施行当初は拘束日数を減らすため同じ日とすることが一般的であったが、別々の日の方がよいという意見が相当数あり、これを考慮した運用が広がってきている。

④ 証拠調べの在り方

裁判員裁判は、制度施行に当たり、重要な証人は法廷で尋問を行うなど、直接聞いて判断することが基本であるとの共通認識があったが、制度施行後の運用は、全体として書面による立証が主流となっていたことから、裁判員経験者の意見等もふまえ、証人の取り調べを取り入れるようになってきている。

◎ 以上、裁判員制度の実施状況等について御説明させていただきました。こ

れらに関して御意見をお聞かせいただければと思います。説明した以外のことに関する御意見や、御感想、御質問でも結構です。

- 千葉では、裁判員裁判は本庁のみで行っていますが、管内には松戸支部という比較的規模の大きい支部があり、裁判員に選ばれる人の中には住所に近いところで参加したいと思う方もいるかと思っています。松戸支部で行っていない事情を教えてください。
- ◎ 裁判員制度の制度設計の段階で、どのような規模のところで行うか等をいろいろ検討した結果、このように決まったものです。
- 裁判員裁判ではなく、裁判官だけで行った方がいいという裁判はありましたか。裁判員から裁判官と正反対の意見が出たときなど、大変だったということはありませんか。
- 時間だけを考えれば、裁判官のみの方が早く終わるものはあるかもしれませんが、裁判員から反対の意見があってやりにくいということはありません。裁判官だけでは気づかない、違う面から光を当ててもらうことで、いろいろな考え方に耐えうる、より納得の得られる結論が導かれると考えています。
- 女性が被害者の事件は多いと思いますが、裁判員において男女の考え方や意見に違いはありますか。
- これまでの経験から言うと、女性が被害者の場合でも、男性の裁判員だから軽い意見とか、女性だと重いかいということはなく、考え方や意見が男女で異なるとは言えないと思います。
- 説明を聞いて、裁判員裁判全体としてどうかというのも大事だと思いますが、事件の性質に応じた整理の仕方、例えば性犯罪ならそれを独立して整理して検討することがあってもよいのではないかと思いました。これに関連してお聞きしたいのは、裁判員の方は覚せい剤事案についてどうとらえているか、他の事件と同じようにやってよかったと思うのかそうでないのか等、印象でよいのでお聞かせください。

- 印象としては、最初は覚せい剤など見たこともないし、という感じで引いている方もいるのですが、審理が進むにつれて事件に入り込んでいくというか、よい議論ができていると感じており、他の事件と変わらない経験をしたとお感じになっている方が多いのではないかという印象を持っています。
- 出席率の低下に関し、大手企業や公務員などは特別休暇の制度もあるかと思いますが、中小企業はそういった規定がない場合もありますし、実際に呼び出されると、人も少ないので仕事が進まないことはあるかと思いますが。このような場合、辞退が認められる例はあるのでしょうか。
- このような場合に辞退の申し出があることは少なくないと思います。事情をうかがった上で、比較的広く辞退を認めています。
- ◎ 無理を強いても制度が長続きしないですし、比較的緩やかに辞退を認めているようです。ただし、広く国民の参加を求めている制度の趣旨からすれば、一部の方の参加でよいのかという意見もあるかと思いますが。そのあたりはいかがでしょう。
- 制度を国民に定着させるためには、もっと時間が必要ではないかと思いますが。それとの関係で言えば、もっと裁判傍聴などをしていただくのがいいのではないのでしょうか。弁護士会では一般向けの裁判傍聴を呼びかけて行っていますが、国民はまだ裁判との距離感があると思います。裁判傍聴などの広報を行ってはどうか。
- 出席率の点について、辞退される方も多いいということが分かりました。大きな組織は裁判員制度開始時に特別休暇制度等ができましたが、自営業者や中小企業がなかなか難しいというのも分かります。ただ、広く国民の意見を聴くことが制度の趣旨とすれば、辞退者が多いと参加者が固定して均質化してしまうのではないかという気がします。出席率を上げる何らかの方策を考えてはどうか。また、裁判員の構成も無作為抽出ということですが、本当にそれでいいのかという感想も持ちました。

- 全国の統計では、年齢や職業を国勢調査の結果との対比で見ると、それほど大きな差がないので、大きな偏りはないと言えらると思います。また、どの段階で辞退を申し出るかという点では、最初の調査票の段階では70歳以上や重い病気等を理由とする方が多く、実際に呼出状を受けてから辞退する方の中に職務上の重要な用務等を挙げている方が多いように思われます。選任手続の最終段階では仕事の都合を理由とする方の割合は高くなりますが、全体の中では辞退事由のごく一部であるという印象を持っています。
- 制度開始時はマスコミも含め関心を集め、どうなるかという不安と期待の中でスタートしたわけですが、3年を経過して、制度としては浸透してきたと思いますが、だんだん関心も薄れていったように思います。これからも続いていく制度として、もっと広報に力を入れて継続してPRしてはどうでしょうか。
- 制度の根本的な問題として、死刑が出るような重大事件を担当するのがいいのかどうかという意見や、制度の組み立て自体から見直す、例えば民事事件などを対象とするという意見を何かで読んだことがあります。ただ、今回の説明を聞くと、選ばれる前はあまりやりたくないという方が多かったものが、参加した感想ではやってよかったという人が多いというのは、裁判への理解につながっているという点で評価できると思いました。審理期間が伸びているというのは裁判員の負担が増えることになりますので、重大事件を担当することの是非と合わせて考え直していくことがよいのではないかと思います。また、千葉は覚せい剤事案が多く、参加してよかったという意見は多いようですが、犯罪の性質として他とは違うようにも思いますので、本当のところはどういう感想を持っているのかという実情も聞いてみたいです。
- 裁判員経験者の意見交換会ではどういう意見が出ていますか。
- 初めて裁判員として担当したものがたまたま覚せい剤事案であっただけで、覚せい剤事案だからというより、裁判員を初めて経験したことがよかったと

いう感想が多いです。覚せい剤事案は、通訳が入るので大変という感想もありましたが、むしろ殺人のような重い事案と比べると、より負担が少なく安心したという感想もありました。

◎ 公判日程について、裁判員からはゆったりめの方が十分議論できてよかったという意見がありますが、企業側から見るとその分休暇が長くなったり、中小企業ではそんなに休めないというデメリットもあると思います。この点についてはどうでしょうか。

○ 充実した審理ができればよいですが、裁判員の負担のために短くするという発想は本末転倒だと思います。被告人の将来を左右する判断をするわけですから、十分議論できる期間をとるべきだと思います。

◎ そのほかにはどうですか。

○ 裁判員裁判を傍聴していて感じたのは、休廷がたびたびありますが、休廷の間はどのようなことをしているのでしょうか。休廷が少し長くて、中途半端な感じを受けることがありました。また、制度が開始するまでは広報が活発に行われていましたが、制度が始まったら止まったように思いますので、継続して行ってはどうかと思います。

● 裁判員裁判では、休廷は約1時間に1回はとるようにしています。裁判員には初めての経験で、聞いたことのない用語が飛び交う中では1時間程度が緊張の限度の方も多いただろうと考えております。休廷中は、法廷から離れた評議室に戻ってお茶を飲んだり、トイレに行くなどすると、20分くらいの時間はあっという間です。また、簡単な意見交換や打ち合わせをしたりするために長めの休廷をとることもあります。

○ 私は、裁判員制度に関する広報活動や裁判傍聴に参加させてもらったことがあるのですが、社会教育活動の一環の中で、私たちから裁判傍聴に行ってみてくださいという話をしてもよいものでしょうか。また、裁判員経験者の方はやってよかったという感想をお持ちの方が多くようですが、そういった

ことも話してよいものでしょうか。

- 傍聴は是非お越しいただきたいと思ひますし、裁判員経験者の感想についても、そのような話をさせていただき、裁判員制度についての理解が広がっていくとよいのかなと思ひます。

(5) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマは、平成25年5月末まで各委員からの意見を募った上、検討することとした。

(6) 事務連絡

事務局から、前回(第31回)委員会の議事概要の公開等について報告した。

以上